平成２１年（フ）第２６０号
宮崎県都城市高城町四家1232番地６
債務者　竹本　　宏
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６１号
宮崎県都城市高城町四家1232番地６
債務者　竹本惠美子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６７号
宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓3117番地１
債務者　内田　信子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２７０号
宮崎県都城市関之尾町7221番地168
債務者　中野　育美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２７４号
宮崎県都城市都島町1254番地１
債務者　山下　真弓
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２７８号
宮崎県西諸県郡野尻町大字三ケ野山2730番地２
債務者　八重尾香代
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２７９号
宮崎県都城市都北町920番地　県営都北団地202―10
債務者　松山　美子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第７０号
北海道浦河郡浦河町旭町75番地の２
債務者　石橋　一実
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
北海道苫小牧市新明町５丁目25番５号
債務者　加藤　　聡
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４０号
北海道苫小牧市有珠の沢町５丁目15番４号
債務者　伊藤　和枝（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１１０号
岩手県北上市川岸１丁目２番20―408号　サンデュエル北上駅東
債務者　菊池　友彦
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２８号
岩手県北上市相去町滝の沢15―３レントハウス滝ノ沢Ｋ号、住民票上の住所岩手県北上市村崎野16地割232番地５
債務者　小田島満代
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２９号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢３地割584番地
債務者　佐藤みどり
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第４８２号
秋田市河辺大張野字水口沢221番地11
債務者　髙橋　絵理
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９号
茨城県日立市久慈町５丁目35番６号
債務者　小室　和子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１９４号
茨城県日立市大沼町３丁目36番22号
債務者　木村八重子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１９５号
茨城県日立市水木町２丁目38番15号
債務者　岡部　洋子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２０２号
茨城県高萩市大字高戸112番地の３レオパレスピエール202
債務者　柴田　文部
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部